

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則
- 岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）
- 公職選挙法等執行規程の一部改正
- 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部改正
（以上県例規集登載）

税務課

医療推進課

選挙管理委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第三十六号

岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年七月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

岡山県看護学生奨学資金貸与規則（昭和四十一年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「チまで」を「リまで」に、「リに」を「又に」に改め、リを又とし、チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院

第八条第一項第四号中「チ」を「リ」に、「同号リ」を「同号又」に改める。

第九条第一項中「チ」を「リ」に改める。

第十条第一項第三号中「チ」を「リ」に、「同号リ」を「同号又」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山県看護学生奨学資金貸与規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

◎岡山県選管告示第三十六号

公職選挙法等執行規程（平成八年岡山県選管告示第十九号）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

第十条中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

第十一条中「及び第三号」を「第三号及び第四号」に改める。

第十二条中「衆議院小選挙区選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙又は」を「衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員、県の議会の議員又は」に改める。

第十四条第一項中「若しくは第三号」を「第三号若しくは第四号」に改める。

様式第十四号中「第3号」の次に「第4号」を加える。

様式第十五号中「及び第3号」を「第3号及び第4号」に改め、同様式備考1中「衆議院小選挙区選出議員」の次に「及び県の議会の議員」を加える。

様式第十七号及び様式第十九号中「及び第3号」を「第3号及び第4号」に改める。

附則

この告示は、平成三十一年三月一日から施行する。

◎岡山県選管告示第三十七号

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程（平成六年岡山県選管告示第十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

様式第一号その二及び様式第二号その二中「年 月 日執行岡山県知事選挙」を「年 月 日執行 選挙 に改める。」

様式第三号その二中

「1 年 月 日執行岡山県知事選挙」を「年 月 日執行岡山県知事選挙」を

「1 年 月 日執行 選挙（選挙区）」に改める。

様式第五号中「年 月 日執行岡山県知事選挙」を

「年 月 日執行 選挙 に改め、同様式備考4中（選挙区）」を

「160,000枚」を

「1 岡山県議会の議員の選挙 16,000枚」に改める。

ロ 岡山県知事の選挙 160,000枚」

様式第七号その二中「3 年 月 日執行岡山県知事選挙」を

「3 年 月 日執行 選挙 に改める。」（選挙区）」

附 則

この告示は、平成三十一年三月一日から施行する。